

蕨市ソフトボール協会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本協会は、蕨市ソフトボール協会と称する。

第2条 本協会の事務所は本協会会長指定の場所に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本協会は、正しいソフトボールを市民に普及し、会員相互の健康増進と親睦をはかり、社会体育の振興に寄与することを目的とする。

第4条 本協会は、上記の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各種ソフトボール大会の開催
- (2) ソフトボールに関する研究・研修会、資質の向上育成
- (3) ソフトボールを通じて青少年の健全育成及び技術指導
- (4) 県南支部・県協会の要請事業に積極的に参画する
- (5) その他、目的達成に必要な事業

第3章 登 録

第5条 本協会への登録は、市内在住又は在勤者(常任理事会で承認された者を除く)で構成するチームを登録の対象とする。但し学生は、高校・大学・専門学校の部活(野球部及びソフトボール部)チームに選手登録している者を除く。また他のソフトボール協会(連盟)に加入しているチーム・選手は登録を認めない。

第6条 本協会の登録チームは、監督及びコーチを含む30名以内の競技者によって構成しなければならない。

第4章 役 員

第7条 本協会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|---------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1名 |
| (4) 副理事長 | 若干名 |
| (5) 常任理事 | 若干名 |
| (6) 理事 | 原則として各チームより1名 |
| (7) 会計 | 2名 |
| (8) 監事 | 2名 |
| (9) 事務局長 | 1名 |

- 第8条 役員の選出方法及び職務は、次の通りとする。
- (1) 会長は、総会において選出され、本協会を代表して会務を総理する。
 - (2) 副会長は、総会において選出され、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 理事長は、常任理事会の互選により選出し、理事を代表し会務の執行に当たる。また、会長・副会長に事故あるときは、その職務を代行する。
理事長は、緊急を要する事項で理事会に諮る時間的余裕のない場合はこれを専決することが出来、次の理事会に報告するものとする。
 - (4) 副理事長は、常任理事会の互選により選出し、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
 - (5) 常任理事は、会長が指名委嘱し、会務を掌理する。
 - (6) 理事は、原則として加盟チームより1名選出し、本協会の運営並びに事業の遂行にあたる。
 - (7) 会計は、総会において選出し、本協会の会計を執行する。
 - (8) 監事は、総会において選出し、本協会の会計を監査する。
 - (9) 会長・副会長・監事・会計は、常任理事の資格を有する。
 - (10) 事務局長は、常任理事の中から理事長が指名し本協会の事務を掌理する。

第9条 本協会に相談役並びに顧問を置くことができる。
相談役並びに顧問は、本協会の発展に対し相談を受けた場合は、助言や調停に一助する。

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
役員は任期満了となっても後任者が就任するまでの間、担当職務を行う。

第5章 会 議

第11条 常任理事会は、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成し、必要の都度理事長が召集し、議長となる。

第12条 理事会は、常任理事及び理事をもって構成し、必要の都度理事長が召集し議長となる。

第13条 総会は、毎年一回開催し、会長がこれを召集しその議長となる。
但し、会長が必要と認めたときは臨時に開催できる。
協会役員及び協会登録チームより1名ずつ出席し、総会を構成する。

第14条 総会は、次の事項を討議決定する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業報告及び事業計画
- (3) 本協会規約の改正
- (4) 役員の選出
- (5) その他必要事項

第15条 すべての会議に提出された案件は、出席者の過半数をもって決定し可否同数の場合は、議長がこれを決する。
またすべての会議は議事録を作成する。

第6章 会 計

第16条 本協会の経費は、年間登録料、大会参加費、補助金、寄付金、助成金、その他の収入でまかなう。

第17条 本協会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第18条 登録チームは、定められた額の年間登録料、大会参加費を納入する。

第19条 本協会に納入された年間登録料、大会参加費は、いかなる理由があるとも返還しないことを原則とする。

第7章 加盟及び脱会

第20条 本会員となるチームは、協会の定める登録書に会費を添えて申請しなければならない。

第21条 登録チームは、次の1つに該当するときはその資格を失う。

- (1) 第5条に定める条件を具備しないとき
- (2) 自ら脱会の意志を表明したとき
- (3) 除名の処置をとられたとき

第22条 本協会に登録したチーム及びその構成員が、本規約に違反したときは総会において除名あるいは大会への出場停止等の処分をすることができる。

第23条 本規約の施行について必要な事項の細則は、理事会において決める。

付 則

1. 本協会は、埼玉県ソフトボール協会並びに蕨市体育協会に加盟する。
2. この規約は平成20年3月22日 一部改正
この規約は平成22年3月20日 一部改正
この規約は平成23年3月19日 一部改正
この規約は平成24年2月25日 一部改正